

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第62号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第6（第2条関係） 銃砲刀剣類所持等取締法関係事務手数料			別表第6（第2条関係） 銃砲刀剣類所持等取締法関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この表において「法」という。） 第4条第1項の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査 （1） 法第4条第1項第1号の許可を現に受けている者に対する同号の猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査	所持許可	6,800円	1 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この表において「法」という。） 第4条第1項の銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査 （1） 法第4条第1項第1号の猟銃若しくは空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は同号のクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号	所持許可	6,800円
	者猟銃等所持許可申請手数料	当該申請を行う者が同時に他の法第4条第1項第1号の許可の申請を行う場合における当該他の同号の許可の申請に係る審査		4,300円	者銃砲等所持許可申請手数料

(2) [略]	[略]	[略]
[略]		
3 法第5条の3第1項の猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催 (1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第5条の2第3項第2号に掲げる者に対する講習会 (2) [略]	[略]	

<u>のクロスボウの所持の許可の申請に係る審査</u>		<u>における当該他の同号のクロスボウの所持の許可の申請に係る審査</u>
(2) [略]	[略]	4,300円
[略]		
3 法第5条の3第1項の猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催 (1) 現に法第4条第1項第1号の許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者に対する講習会 (2) [略]	[略]	
<u>3の2 法第5条の3の2第1項のクロスボウの取扱いに関する講習会の開催</u> (1) <u>現に法第4条第1項第1号の許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会</u>	<u>経験者クロスボウ講習手数料</u>	<u>3,000円</u>

4	[略]	
	[略]	
6	法第6条第1項の国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	[略]
	[略]	
9	法第7条の3第2項の許可の更新の申請に対する審査 (1) 新たな許可証の交付を伴う場合	[略] 7,200円 当該申請を行う者が同時に他の法第7条の3第1項の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の許可の更新の申請に係る審査 4,800円

	(2) その他の者に対する講習会	クロスボウ講習手数料	6,900円
4	[略]		
	[略]		
6	法第6条第1項の国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	[略]	
	[略]		
9	法第7条の3第2項の許可の更新の申請に対する審査 (1) 新たな許可証の交付を伴う法第7条の3第1項の猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査	[略]	7,200円 法第7条の3第1項の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う者が同時に他の同項の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び同項の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の

(2) 新たな許可証の  
交付を伴わない場合

[略]

6,800円

当該申請を行う者が同時に他の法第7条の3第1項の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の許可の更新の申請に係る審査

4,400円

(2) 新たな許可証の  
交付を伴わない法第7条の3第1項の猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査

[略]

6,800円

3第1項の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査並びに同項のクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う者が同時に他の同項のクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項のクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び同項のクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号のクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項のクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査

法第7条の3第1項の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う者が同時に他の同項の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び同項の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の猟銃又は空気銃の所持の

					<p>許可の更新の申請に係る審査並びに同項のクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う者が同時に他の同項のクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項のクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び同項のクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号のクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項のクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 4,400円</p>
[略]			[略]		
15 [略]			15 [略]		
			16 法第9条の16第1項	クロスボウ	9,300円
			の射撃練習を行う資格	ウ射撃練習資格認	当該申請を行う者が同時に他の法第9条の16第1項の認定の申請を行う
			の認定の申請に対する	定申請手	場合における当該他の同項の認定の
			審査	数料	申請に係る審査 5,600円
備考 改正部分は、下線の部分である。					
<p>附 則 この条例は、令和4年3月15日から施行する。</p>					